

公共工事に係る品目選定について

環境負荷低減効果があり、かつ、国等が調達を推進することにより環境物品等の普及が図られるものを特定調達品目として選定する。

具体的には以下の観点から選定する。

環境負荷低減効果が客観的に認められるもの

- ・データ等により客観的に効果が示されたものを原則とする

普及の促進が見込まれるもの

- ・十分に普及し、それ自体が既に通常品になっているものは除く
- ・普及が可能な地域が限定されるものであっても、通常品の代替として普及が見込まれるもの

品質確保（安全性、耐久性等）が確実なもの

- ・JIS、JAS等の公的基準を満足または準拠すること
- ・公共工事における使用実績が十分にあること等、実際と同等の条件下での検証及び評価が十分になされていること

コストが適正と判断されるもの

- ・コストが通常品に比べ著しく高いものは除く
- ・現在、割高なものは、普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認

品目選定フロー(案)

< 品目選定の基本的考え方 >

- グリーン購入法の主旨への適合性を判断し、環境負荷低減効果が客観的に認められるもの、普及の促進が見込まれるものを、明らかに品質が確保できないものを除き特定調達品目候補として、特定調達品目候補群(ロングリスト)に記載する。
- 環境負荷低減効果、環境負荷低減以外の特性(品質確保(安全性、耐久性等)の确实さ、コストの適正さ等)を判断し、特定調達品目候補群(ロングリスト)記載品目を、グループに区分する。
- 環境負荷低減効果の評価は、品目のライフサイクル全体にわたった総合的な観点から行う。

判断要因

- 個票 1 (環境負荷低減特性) 関連
- ▲ 個票 2 (環境負荷低減以外の特性) 関連
- 個票 1 及び個票 2 両方に関連

